

薬生安発 1126 第 1 号
平成 30 年 11 月 26 日

(別記)

代表取締役社長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底について

標記については、「抗インフルエンザウイルス薬の「使用上の注意」の改訂について」（平成 30 年 8 月 21 日付け薬生安発 0821 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）により、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無又は種類にかかわらず、インフルエンザ罹患時には、異常行動についての注意喚起をお願いしています。

本年 11 月 5 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会においても、新たに得られた情報を踏まえ評価され、引き続き、異常行動についての注意喚起を徹底することが適当とされました。

また、厚生労働省において、別紙のとおり注意喚起資材を作成しましたので、これも参照し、医療機関等に対して、注意喚起の徹底を図るようお願いします。

なお、厚生労働省ホームページの「平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」の「平成 30 年度 インフルエンザ Q & A」で異常行動についての注意喚起を掲載していますので、医療機関等にあわせて周知方お願いします。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

(平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

(平成 30 年度 インフルエンザ Q & A)

(別記)

中外製薬株式会社

沢井製薬株式会社

グラクソ・スミスクライン株式会社

コーアイセイ株式会社

キョーリンリメディオ株式会社

全星薬品工業株式会社

鶴原製薬株式会社

日医工株式会社

サンファーマ株式会社

第一三共株式会社

塩野義製薬株式会社

薬生安発 1126 第 2 号
平成 30 年 11 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底について

インフルエンザ罹患時の異常行動の発現につきましては、本年 11 月 5 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、新たに得られた情報を踏まえ評価され、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無又は種類にかかわらず、異常行動についての注意喚起を徹底することが適当とされました。

また、厚生労働省において、別紙のとおり注意喚起資材を作成しましたので、これも参照し、貴管内医療機関等に対して、インフルエンザ罹患時の対応についての注意喚起に御協力いただきますよう、お願いします。

なお、厚生労働省ホームページの「平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」の「平成 30 年度 インフルエンザ Q & A」で異常行動についての注意喚起を掲載していますので、医療機関等にあわせて周知方お願いします。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

(平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/ga.html>

(平成 30 年度 インフルエンザ Q & A)

薬生安発 1126 第 3 号
平成 30 年 11 月 26 日

(別記 2) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底について

インフルエンザ罹患時の異常行動の発現につきましては、本年 11 月 5 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、新たに得られた情報を踏まえ評価され、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無又は種類にかかわらず、異常行動についての注意喚起を徹底することが適当とされました。

また、厚生労働省において、別紙のとおり注意喚起資材を作成しましたので、これも参照し、貴職におかれても、インフルエンザ罹患時の対応についての注意喚起に御協力いただきますよう、お願いします。

なお、厚生労働省ホームページの「平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」の「平成 30 年度 インフルエンザ Q & A」で異常行動についての注意喚起を掲載していますので、あわせて周知方お願いします。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

(平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

(平成 30 年度 インフルエンザ Q & A)

文部科学省高等教育局医学教育課長
独立行政法人国立病院機構医療部医療課長
防衛省人事教育局衛生官
法務省矯正局矯正医療管理官
宮内庁長官官房参事官

医政局医療経営支援課長
労働基準局労災管理課長

薬生安発 1126 第 4 号
平成 30 年 11 月 26 日

(別記 3)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬の使用上の注意に関する注意喚起の徹底について

インフルエンザ罹患時の異常行動の発現につきましては、本年 11 月 5 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、新たに得られた情報を踏まえ評価され、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無又は種類にかかわらず、異常行動についての注意喚起を徹底することが適当とされました。

また、厚生労働省において、別紙のとおり注意喚起資材を作成しましたので、これも参照し、インフルエンザ罹患時の対応についての注意喚起に御協力いただきますよう、お願いします。

なお、厚生労働省ホームページの「平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」の「平成 30 年度 インフルエンザ Q & A」で異常行動についての注意喚起を掲載していますので、貴会会員への周知にご配慮いただきますよう、お願いします。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

(平成 30 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

(平成 30 年度 インフルエンザ Q & A)

公益社団法人日本医師会 御中
公益社団法人日本歯科医師会会長 殿
公益社団法人日本薬剤師会会長 殿
一般社団法人日本病院薬剤師会会長 殿
公益社団法人日本看護協会会長 殿
公益社団法人日本小児科学会会長 殿
公益社団法人日本小児科医会会長 殿
一般社団法人日本臨床内科医会会長 殿
一般社団法人日本感染症学会会長 殿
一般社団法人日本病院会会長 殿
公益社団法人全日本病院協会会長 殿
一般社団法人日本医療法人協会会長 殿
公益社団法人日本精神科病院協会会長 殿
公益社団法人全国自治体病院協議会会長 殿

医療従事者の皆様へ



インフルエンザの患者さんへの注意喚起

異常行動による転落等の事故を防ぐためのお願い

- インフルエンザの患者さんでは、**抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類にかかわらず**、異常行動に関連すると考えられる転落死等が報告されています。
- 異常行動は、**①就学以降の小児・未成年者の男性で報告が多い(女性でも発現する)**
②発熱から2日間以内に発現することが多いことが知られています。

異常行動の例



- 突然笑い出し、階段を駆け上がろうとする
- 自宅から出て外を歩いていて、話しかけても反応しない
- 変なことを言い出し、泣きながら部屋の中を動き回る など

事故を防止するために

発熱から少なくとも2日間は、就寝中を含め、特に小児・未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、例えば、以下のような具体的な対策を講じるよう、保護者の方にご説明ください。



インフルエンザの



患者さん・ご家族・周囲の方々へ

インフルエンザにかかった時は、飛び降りなどの異常行動をおこすおそれがあります。

特に発熱から2日間は要注意！

窓の鍵を確実にかけるなど、異常行動に備えた対策を徹底してください。

●異常行動による転落等の事故を防ぐためのお願い

- インフルエンザの患者さんでは、**抗インフルエンザウイルス薬の服用の有無や種類にかかわらず**、異常行動に関連すると考えられる転落死等が報告されています。
- 異常行動は、**①就学以降の小児・未成年者の男性で報告が多い(女性でも発現する)**
②発熱から2日間以内に発現することが多いことが知られています。

異常行動の例



- 突然笑い出し、階段を駆け上がろうとする
- 自宅から出て外を歩いていて、話しかけても反応しない
- 変なことを言い出し、泣きながら部屋の中を動き回る など

- 万が一の転落等の事故を防止するため、発熱から少なくとも2日間は、就寝中を含め、特に小児・未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、例えば、以下のような対策を講じてください。

